

民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成28年度		平成29年度
	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	258,014	245,693	284,926
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	232	300	304
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	19,685	23,040	27,820
④ 合計【④ = ①+②+③】	277,931	269,033	313,050

	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月
⑤ 保証金額を減額した件数	8,645	8,020	8,995

	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	114	120	133

	平成28年度		平成29年度
	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月
⑦ 新規融資件数	1,785,484	1,760,171	1,752,678
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	14.5%	14.0%	16.3%
	14.2%		16.3%

【代表者の交代時における対応】

	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	-	1,838	2,586
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	-	6,257	8,630
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	-	4,397	6,492
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	-	11,236	11,059

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行106行、信用金庫265金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合151組合(全国信用組合連合会を含む)の合計553機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 【代表者の交代時における対応】(⑨～⑫)の平成28年4月から9月の半期の実績については、当該項目を平成28年10月より追加し、全金融機関のデータが未集計であることから、「-」としている。
なお、平成29年4月以降に一部の項目の定義を明確化したことから、一部の金融機関の実績はその影響で変動している。